

「かながわ健生クラブ」会員会則

名称および事務局

第1条 本会の名称は「かながわ健生クラブ」とします。

第2条 本会の事務局は、(一般社団法人)神奈川健康生きがいきづくりアドバイザー協議会[略称:(一社)神奈川健生]の「かながわ健生クラブ運営委員会」内におきます。

本会の目的

第3条 本会は、健康と生きがいきづくりの形成に向けた定例的な活動(以下、定例活動という)を行い、会員相互の仲間づくりに貢献することを目的とします。

定例活動への参加

第4条 (1) 定例活動は、おもに火曜日と木曜日に行い、会員はいずれにも参加することができます。

(2) 定例活動は、「神奈川の自然、歴史、文化、産業を知ろう」を主たる活動テーマとして、原則年10回を目処に、定例的な活動を行います。

(3) 会員は、本会事務局がLINEで配信する案内状により、事前に参加申込みを行ない、定例活動に参加します。

入会資格、入会申し込み及び加入期間

第5条 (1) 本会の目的に賛同するおおむね50才以上の方とします。

(2) 本会に入会を希望される方は、LINEから「入会希望」の連絡をお願いします。

氏名・住所(市・区まで)・電話番号などの連絡をあわせてお願いいたします。

本会の活動に関する連絡は、すべてスマホのLINEアプリで行います。

LINEアプリが使えることが入会の条件です。

(3) 会員の加入期間は1年度毎の更新とします。年度は4月より翌年3月までとします。

(4) 入会申込および緊急連絡先に記載の個人情報に関しては、別途定める本会の「個人情報保護規程」より、適正な保護と利用に努めます。

年会費及び納入

第6条 入会希望者はLINEで「入会希望」の連絡とともに、次の年会費を定例会参加時に支払います。

- ・年会費は年度単位とします。
- ・納入された年会費は事由の如何を問わず返還しないこととします。
- ・年会費(1年に付き)個人、夫婦は個別に1,000円
- ・11月以降に入会された際の年会費は半額の500円

参加費

第7条 定例活動に参加する会員は参加費1,000円とその都度、交通費・見学入館料・等の実費相当額を支払うこととします。

名札の発行

第8条 本会の会員には名札を発行します。

変更事項の届出

第9条 会員が本会に届け出た住所、電話番号、緊急連絡先等に変更が生じた場合は事務局宛にその旨を通知していただきます。

付則

本会の会則は2025年4月1日より実施するものとします。